

郵送による許可証等の交付について

許認可業務に係る一部の手続につきましては、許可証等の交付を郵送により行うことができます。申請や届出につきましては、これまでとおりに窓口において手続をしていただきますようお願いいたします。

郵送交付の対象となる交付物

- ・ 自動車保管場所証明書
- ・ 道路使用許可証
- ・ 通行禁止道路通行許可証
- ・ 通行禁止・駐車禁止除外標章（身体障害者用以外のもの）
- ・ 駐車許可証
- ・ 制限外許可証（制限外積載許可、設備外積載許可、荷台乗車許可）
- ・ 制限外牽引許可証
- ・ 緊急自動車の仮受理書・届出確認書・指定書
- ・ 道路維持作業用自動車の仮受理書・届出確認書・指定書
- ・ 緊急通行車両確認証明書及び標章、緊急輸送車両確認証明書及び標章
- ・ 規制除外車両の事前届出済証
- ・ 原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認証



郵送交付に必要なもの

郵送による交付を希望する方は、各許可の申請又は届出時に、各手続に必要な書類等のほか、

許可証等送付用の「レターパックプラス」(赤色)の封筒

を準備の上、窓口に提出してください。

なお、レターパックプラスについては、郵便局のほか、一部のコンビニエンスストアで販売しています。

- ※ レターパックには、「レターパックプラス」(赤色)と、「レターパックライト」(青色)がありますが、郵送交付には、**「レターパックプラス」(赤色)**が必要となりますので、間違いのないように注意してください。

注意事項

- ※ 郵送での対応は、許可証等の「交付」のみであり、申請や届出については窓口での受付になりますので、各警察署等への来庁により手続を行ってください。
- ※ 郵送交付の手続は、「レターパックプラス」を使用した方法のみです。
- ※ 郵送交付の場合、交付日は、通常の処理期間に郵送に要する期間が必要となります。